

平成27年度 第1回 千葉市特別職報酬等審議会 会議録

- 1 日時 平成27年5月1日（金） 午前9時30分～午前10時55分
- 2 場所 千葉市議会棟第4委員会室
- 3 出席者
 - (1) 委員
奥本会長、大澤副会長、大島委員、大槻委員、河合委員、坂戸委員、林委員、細谷委員
 - (2) 事務局
志村総務局長、山元総務部長、香取給与課長、小倉給与課課長補佐
- 4 議題
 - (1) 会長・副会長の選出
 - (2) 諮問
 - (3) 審議
- 5 議事の概要
 - (1) 会長、副会長選出
会長に奥本委員、副会長に大澤委員が選出された。
 - (2) 諮問
市長から会長に対し、市長及び副市長の給料の額の改定について諮問した。
 - (3) 特別職の報酬額等の改定の必要性について審議した。
 - (4) 改定額及び改定時期について、審議した。
- 6 会議録
別添のとおり。

午前9時30分 開会

○事務局（総務局長）

総務局長の志村でございます。皆様方には、大変お忙しい中、千葉市特別職報酬等審議会委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。また、本日はご出席いただき、ありがとうございます。皆様方の専門的なお立場から活発なご議論を頂戴できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは座って進行させていただきます。

僭越ではございますが、会長が選出されますまでの間、会議次第に従いまして、私が進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本審議会につきましては、千葉市情報公開条例第25条に基づき公開といたしますが、傍聴者の方におかれましては、静粛に傍聴していただくほか、写真撮影や録音等のご遠慮いただくこととなっております。既にお配りしている傍聴要領をお守りいただきますようお願いいたします。

また、本市では地球温暖化防止策の一環として本日より軽装での執務を実施しておりますので、ご了承くださいいただければと思います。

委員紹介及び正副会長選出

それでは、ここで、各委員さんの紹介をさせていただきます。

なお、委嘱状につきましては、お時間の関係もございますので、机上配布とさせていただきますので、ご了承くださいたいと思います。

お手元に配布させていただきました名簿に従いまして、ご紹介させていただきます。

大澤委員さんでございます。

大島委員さんでございます。

大槻委員さんでございます。

奥本委員さんでございます。

河合委員さんでございます。

坂戸委員さんでございます。

林委員さんでございます。

細谷委員さんでございます。

なお、辻委員さん、中曽根委員さんにつきましては、本日、ご都合により欠席でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。改めまして、総務局長の志村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。総務部長の山元でございます。給与課長の香取でございます。

それでは次に、千葉市特別職報酬等審議会設置条例の規定に基づき、会長及び副会長の選出をお願いしたいと存じますが、委員の方々、どなたかご意見等はございますでしょうか。

○林委員

千葉商工会議所の林でございます。ただいまの件についてでございますが、前回は私ども商工会議所の副会頭の男網が会長を務めさせていただきました。しかしながら、今回は業務の都合ということで、男網副会頭が参加できません。そこで私が商工会議所からの委員ということで参加させていただくことになりました。事前にこの審議会につきまして、男網副会頭から話を伺ったところによりますと、前回の審議会におきましては、奥本委員様が副会長を務めておられたと聞いております。奥本委員様は過去

の経緯などもご存じでいらっしゃるかと思いますので、奥本委員様に会長の職をお願いするのがよろしいのではないかと存じます。

また副会長につきましては、新聞社に在籍され、幅広い分野に精通されている大澤委員さんをお願いするのがよろしいのではないかとというふうに考えますが、いかがでございましょうか。

○事務局（総務局長）

それでは今、林委員さんから、会長に奥本委員を、また副会長に大澤委員をとのご提案がございましたが、いかがでございましょうか。

（異議なし）

それでは、奥本委員に会長を、大澤委員に副会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。お二人はすいませんが、席の異動をお願いいたします。

（奥本委員、大澤委員 席を移動）

それでは早速で恐縮でございますけど、お二人にご挨拶を頂戴したいと思います。初めに奥本会長さんよろしくお願いたします。

○会長（奥本委員）

はい。奥本でございます。今、商工会議所の林委員の方からお話しがございましたように、前回、前々回と男網さんが会長を務めてございまして、私は副会長という補佐役を務めさせていただいたのですが、今回男網さんが会社の方の仕事が大変忙しいということで委員を引き受けられないという都合があるようで、私が会長をさせていただくことになりました。不慣れな点もあるかと思いますが、与えられました職務を全うするように一生懸命務めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（総務局長）

続きまして、大澤副会長さんお願いたします。

○副会長（大澤委員）

いきなり副会長ということで大変緊張しています。特別職の報酬というのは大変世間では関心の高い事柄の一つだと思います。私も長年新聞記者をやってきましたけれども、報酬が改定されれば、必ず記事にはなります。地元紙だけでなく、全国紙も含めて記事になるという事柄です。会長さんをはじめ委員の皆様と審議を尽くして市議会それから市民の皆さん、そしてメディアにも納得のいただけるような特別職の報酬にできればと考えております。よろしくお願いたします。

○事務局（総務局長）

ありがとうございました。この後、市長から本審議会に対して諮問を行わせていただきます。

この後の進行につきましては、千葉市特別職報酬等審議会設置条例第6条第3項の規定に従いまして、会長さんをお願いしたいと思います。

それでは、市長から本審議会に諮問を行いますので、今しばらくお待ちいただければと思います。

（市長 来室・着席）

○会長（奥本委員）

この審議会の会長をさせていただくことになりました奥本でございます。市長さんの方からご挨拶をお願いしたいと思います。

市長あいさつ

○市長

おはようございます。特別職報酬等審議会の委員をお忙しい中お引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。

この後、事務方から資料等でご説明をさせていただきますけれども、国の方の職員の給与体系の見直しの中で本市職員も、給料が引き下がり、そして地域手当が段階的に上がっていくことになっております。そうした中で、特別職の給与というものとはどのような形態が妥当なのかということについて、議論が必要だろうということで、今回ご審議をお願いするものでございます。皆様方には活発なご審議をお願いできればと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○会長（奥本委員）

ありがとうございました。

それでは、千葉市の特別職の報酬等につきまして、市長さんからの諮問をお願いいたします。

諮問

○市長

特別職の報酬等の額について諮問。市長及び副市長の給料の額を改定する必要があると思われまので、千葉市特別職報酬等審議会設置条例第3条の規定に基づき諮問をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○会長（奥本委員）

ただ今、諮問をいただきました。

これより、審議に入りたいと存じますが、ここで市長さんは退席されます。また局長さんにおかれましては、公務のご都合がございましてと聞いておりますので、ここで退席されます。ありがとうございました。

○市長

よろしく願いいたします。

（市長・総務局長 退室）

審議

○会長（奥本委員）

それでは、まず報酬額について、改定をするのが適当であるか、否かということなのですが、改定の必要性について審議したいと存じます。事務局から説明をお願いします。

○事務局（給与課長）

改めまして、給与課長の香取です。私の方から説明させていただきます。お手元にお配りしております、第1回千葉市特別職報酬等審議会資料、こちらをご説明させていただきます。申し訳ございません、少し長くなりますので、座って説明をさせていただきます。

まず、資料説明の前に先立ちまして、さきほど机の上に、諮問書の「案」を置かせていただいておりますが、先ほど、市長の方から諮問が行われましたので、写しにつきましては、会議終了後に改めて配布させていただきたいと存じます。

それでは先ほどの第1回千葉市特別職報酬等審議会資料をご説明させていただきます。

まず1ページをご覧いただきたいと思います。

「I 特別職の報酬額等の改定について」でございます。初めに、特別職（市長、副市長）の報酬額等決定の方法についてご説明いたします。

まず、特別職の報酬等についての関係法令でございます。地方自治法の第204条に「普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員には、給料及び旅費を支給しなければならない。」と規定されてございます。また、同条第2項でございます。「前項の職員に対し、地域手当、通勤手当、期末手当又は退職手当を支給することができる。」と規定されてございます。また、第204条の2では「普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、前条第一項の職員に支給することができない。」と規定されてございます。

続きまして、千葉市特別職報酬等審議会設置条例でございます。第3条に「市長若しくは副市長の給料の額に係る条例案を議会に提出しようとするときは、審議会に諮問しなければならない。」と規定されており、今回、ご審議をいただくものでございます。

なお、特別職の報酬等については、国の方からも通知が発出されております。1ページ下の四角の枠の中をご覧ください。

昭和39年の自治事務次官通知でございますが、これは審議会へ諮問する根拠となっている通知でございます。また、特別職の職員の給与については、昭和43年の行政局長通知がございます。「三役の給与につき審議会の諮問を行うに際しては、人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯及び一般職の職員の給与改定の状況等に関して、資料を提出し、審議会において十分な審議が行われ、適正な給与額の答申がなされるよう配慮すること」となっております。

続きまして2ページをご覧ください。

「特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」でございます。第3条に「給料及び報酬の額は、次の各号に定めるところによる。」とあり、第1項第1号において「市長等については、別表第1に掲げる額。」と規定されております。この別表で市長及び副市長の給料月額が規定されております。

続いて同条第2項では、「市の一般職の例により、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。」と規定されております。

なお、下のカッコ書きにございますとおり、市長等に対して支給する手当については、国家公務員の特別職に支給されている手当に相当するものは、国との均衡上支給することが可能とされております。本市においては、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給しているところでございます。地域手当は民間賃金の水準が高い地域に当該地域の民間賃金と均衡するように支払われる手当であり、給料月額に所定の支給割合を乗じて得た額を支給することとなっております。ちなみに本市の支給割合は一般職の職員と同じく11%という係数となっております。

2ページの中段には、市長及び副市長の給料月額、地域手当及び期末手当の額を載せてございます。ちなみに下段のカッコ内は現在、市長、副市長は本市独自の給与カットを行っておりまして、そのカット後の額を掲載してございます。

また、地域手当に関連しましては、先ほど、本市は一般職の例により市長等にも地域手当を支給しているとご説明いたしましたが、2ページの下段にございますように地域手当を一般職に支給していますが、市長等には支給していない政令指定都市がございまして、その一覧を掲載してございます。団体によって必ずしも地域手当を支給しているとは限らないという状況でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

参考までに一般職の給与決定の方法について、ご説明いたします。一般職の給与の決定方法につきましては、地方公務員法に規定がございまして、第14条で「地方公共団体は、給与が社会一般の情勢に適応するように、適当な措置を講じなければならない。」とございます。また同条第2項では「人事委員会は前項の規定により講ずべき措置について勧告することができる。」とございます。

続きまして、第24条第3項で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」とございます。

続きまして、第26条で「人事委員会は、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、報告するものとする。あわせて適当な勧告をすることができる。」とございます。

これらの規定ですが、端的に申し上げますと一般職の職員の給与は、国、他団体、民間の状況を考慮して決めるものという内容でございまして、本市の一般職の給与改定に当たりましては、毎年度、人事委員会からの勧告を踏まえ、関係条例を改正し、その勧告内容を実施しているところでございます。

参考までに平成26年度の状況を申し上げますと、3ページの中段以下のとおりでございまして、10月に給与の引き上げ勧告が、12月には給与制度の総合的見直しについての勧告、これは後ほどご説明させていただきますが、二次勧告が行われたところであり、関係条例の改正を行い、勧告内容を実施しているところでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

ここからは公務員給与の動向について国及び千葉市の場合をご説明いたします。

先ず1の「国家公務員の給与制度の総合的見直し」の(1)「一般職の国家公務員の給与の動向」についてでございます。一般職の国家公務員につきましては、昨年8月の人事院勧告において給与制度の総合的見直しについて勧告されております。内容につきましては、近年、特に民間賃金の低い地域を中心に、公務員給与が高いのではないかと指摘が依然として見られるところでございます。50歳後半層の

官民の給与差、官が高いということが生じていたこと、職務や勤務実績に応じた給与とすること等の課題が生じていたことがございますので、それらの課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを行うというものでございまして、本年4月から見直しが行われたところでございます。

具体的には4ページ中段の給与制度の総合的見直しのポイントをご覧ください。①地域間給与の見直しでございますが、民間賃金の低い地域における官民の較差を踏まえ、俸給表の水準を平均で2%引き下げる一方で、地域手当の支給割合を見直してございます。図で見ますと、一番左に民間の賃金水準を示すグラフがございまして、これは、民間賃金水準の低い12県を1つのグループとした場合の民間の賃金水準でございます。左から2番目の公務のグラフが見直し前の俸給水準ですが、これを民間の水準に合わせる形で平均2%引き下げを実施してございます。その一方で、地域手当の支給割合を俸給水準の引下げに合わせて見直しております。東京都特別区の場合を例にとりますと、見直し前の地域手当の支給割合は18%でございましたが、俸給水準を2%引き下げたことに伴い、見直し後の地域手当の支給割合を20%へ引き上げるものでございます。

続きまして5ページをご覧ください。

②世代間の給与配分の見直しでございますが、俸給表引下げに際し、公務員給与が民間給与を上回っている50歳台後半層の職員が多く在職する号俸を最大4%引下げのものでございます。

この他、③職務や勤務実績に応じた見直しもございまして、単身赴任手当や管理職員特別勤務手当などの諸手当の改善を図るといった内容となっております。

以上が、国家公務員の一般職の給与制度の総合的見直しについての内容でございます。

次に「(2)特別職の国家公務員の給与の動向」についてでございます。内閣総理大臣などの特別職の国家公務員の給与の改定は、これまでと同様、一般職の改定の趣旨に沿って行うこととし、給与制度の総合的見直しに伴い一般職の給料の引き下げが行われたことから、一般職の最も高位の給料表である指定職給料表と同程度の引下げ(マイナス2.0%)を実施したところでございます。

続きまして6ページをご覧ください。

2の「本市職員の給与制度の総合的見直しについて」ですが、本市でも平成26年12月に千葉市人事委員会から給与制度の総合的見直しが勧告されたことを踏まえ、国に準じた見直しを本年度から実施しているところでございます。

具体的な内容についてですが、給料表については2%の引下げを基本に、世代間給与配分の適正化を行うこととしており、初任給に係る号給は、人材確保への影響等を考慮して引き下げを実施してございません。50歳台後半層の職員が多く在職する高位号給は、最大で4%程度の引き下げを行っており、給料表を平均でマイナス2.4%引き下げる内容となっております。

また、地域手当の見直しも実施されており、国における支給割合の見直しを踏まえ、支給割合を10%から15%に引き上げるものとなっております。ただし、地域手当の支給割合は平成30年4月までは段階的に引き上げることとなっております。平成27年度の支給割合は11%となっております。

6ページの下にある図は一般職の職員の給与制度の総合的見直しのイメージ図となります。一番左のグラフが民間の給与水準を示すものとなっております。平成26年度は、人事委員会勧告により、民間と公務の給与が均衡している状況であったことを示しております。平成27年度以降は、民間におけるベースアップ等が仮になかったとした場合の図となりますが、公務の地域手当の支給割合が上がっていくことが決まっておりますので、公務側の給与の内訳としては、地域手当の支給割合の引き上げに応じて地域手当部分が増えていくこととなります。給料部分を減らし、公務と民間の給与の均衡を図ることとなります。なお、民間の給与水準が上がった場合などは、人事委員会勧告により公務の給与水準が調整され、民間給与との均衡が図られることとなっております。

続きまして7ページをご覧ください。

Ⅲの「本市特別職の報酬等の改定の必要性について」でございます。1の「従来の改定方法」ですが、一般職の改定率の推移、他の政令市の報酬等の額を参考に改定を行って参りました。ちなみに前回の改定は平成18年7月となりますが、その1回前の改定が実施された後の平成8年度から平成17年度までの一般職の改定率の累積はマイナス0.29%ございました。また、国が実施した給与構造改革を受けて、本市においても平成18年4月より一般職の給料の水準についてマイナス4.70%引き下げを実施してございます。改定率の累積が大きくなったことから報酬審議会に諮問することとなりました。審議の結果、平成18年4月時点では多くの政令指定都市が給与構造の改革そのものを見送って参りましたが、一方で、国の特別職の俸給等が、一般職の給与構造の改革を参考として引き下げられていること、また、都道府県でも国と同様の傾向も見られたことから、給与構造の改革分も含めた一般職の改定状況を参考としつつ額を決定しているところでございます。

8ページをご覧ください。

2の「改定の必要性」の(1)「前回改定後の一般職の給料改定率の推移」でございますが、平成26年度まででマイナス0.371%となっております。また、これとは別に給与制度の総合的見直しによる改定率はマイナス2.4%となっております。

続きまして、「(2)地域手当の段階的引上げ実施における給与月額」でございますが、特別職の地域手当は、一般職の例によることとされていることから、特別職の給料月額を据え置いた場合、地域手当を含む給与月額が増加していってしまうということがございます。具体的には、市長の場合、平成27年度は平成26年度と比較して11,900円の増加でございます。段階的引上げが完成する平成30年度には給与月額が59,500円増加することとなっております。

続きまして、9ページをご覧ください。

「(3)政令指定都市の状況」ですが、給与制度の総合的見直しに伴い一般職の給料表の水準を引き下げた市は、本市、札幌市、新潟市、神戸市の4市のみとなっております。給与制度の総合的見直しを考慮して特別職の改定を行った都市は現段階ではございません。

また、下の表は政令指定都市の市長、副市長の給料月額となっております。千葉市は市長が全体の高い方から15番目、副市長が14番目となっております。

続きまして、10ページをご覧ください。

「(4)県内主要市の改定状況」ですが、千葉市と同様に、特別職に地域手当を支給していて、給与制度の総合的見直しにより地域手当の支給割合が上がっているのは市原市のみでございますが、市原市も現時点で特別職の報酬等の改定は行っていない状況でございます。

続きまして、「(5)総合的見直しに伴う都道府県特別職の報酬等の改定状況」でございます。給与制度の総合的見直しに伴い一般職の給料水準の引下げを行った都道府県は41団体でございますが、給与制度の総合的見直しを考慮して特別職の改定を行ったのは東京と愛知県の2団体となっており、いずれも一般職の引下げに準じた引下げ改定を行っております。

資料の説明につきましては、以上でございます。

○会長（奥本委員）

ただいま、事務局から説明がありましたけれども、委員皆さんから今の説明に関しましてご質問等ありましたら、どうぞお願いいたします。どうぞ、ご自由にご質問をしていただければと思います。

○細谷委員

8ページにある上段の方の改定の必要性で(1)の部分ですが、平成26年度までの累積で0.371%減にしてきたということと思いますが、その次の給与制度の総合的見直しによる改定率マイナス2.4%というのはそれまでの累積とは別に捉えるのですか。

○事務局（給与課長）

昨年度の人事委員会からの勧告を受けまして、給料を2.4%落とす一方で地域手当を段階的に15%まで引き上げるという見直しを実施しております。上段が一般職の毎年毎年人事委員会からの勧告の積み上がりでマイナスの0.371%ということで、毎年毎年民間の賃金の推移に基づいて改定を行ってきたものであり、その上で下段の総合的見直しを受けまして、2.4%落ちているということでございます。

○細谷委員

要するにマイナス2.4%というのは、去年の人事委員会勧告に基づいて、給料は下げるということで、一般職はやったということですね。その上で地域手当は、11%になったのですね。

○事務局（総務部長）

補足させていただきますと、給与の総合的見直しの関係で給料については2.4%落とすということになっています。一方で地域手当につきましては、人事委員会からの勧告によりまして、いままで10%だったものを15%まで段階的に引き上げるという勧告が出ておりまして、ついでには、27年度はその一つの段階として11%になっています。

○細谷委員

それまでは地域手当は10%だったということですね。

○事務局（総務部長）

はい。

○大島委員

確認なのですが、この累積というのはこれは全国一律ということなのですか。

○事務局（給与課長）

全国一律ではありません。千葉市の人事委員会からの勧告の累積でございます。

○大島委員

そもそも各市によって違うということですか。

○事務局（給与課長）

はい。

○大島委員

それで更に地域手当を考えているのですか。10%、11%と。

○事務局（給与課長）

はい。政令指定都市は各団体ごとに設置されている人事委員会からの勧告に基づきまして、見直しを毎年しているんですけども、累積というのは、その積み上がりということでございます。

○大島委員

各都市で違うということですね。

○事務局（給与課長）

はい。違います。

○細谷委員

地域手当の算出根拠ですが、基本賃金に掛ける何%ということで、千葉市だと3級地の割合をかける。その額を含めて各市毎に違うということですか。

○事務局（給与課長）

お配りした参考資料の7ページをご覧ください。

○事務局（給与課長）

給料に掛け合わせる地域手当の割合の一覧となりますが、地域にどうしても民間賃金の水準の差もありますので、例えば特別区ですと、20%、千葉市は段階的に引き上げで最終的には15%、12%の地域ですと、さいたま市、八王子市、名古屋市といったところがございます。

○坂戸委員

今の参考資料の7ページというのは、これは将来のことを書いているのですか。

○事務局（給与課長）

最終的な平成30年度の完成形です。

○事務局（給与課課長補佐）

表の一番左側の現行のところ、上から四つ目のところに、10%という数字があります。10%で左から三つ目のところには千葉市が入っていますが、見直しにより、将来的には15%となることを示している資料になっています。

○坂戸委員

もう一ついいですか。審議会資料の6ページですが、これ仮定なのだけれども、給料に対して地域手当を増やしていくのですよという話ですね。我々が見ると、どうしてそのようなことするのだろうと思ってしまいます。これは何か退職金やボーナスに影響するからこういうことをするのですか。

○事務局（総務部長）

給与制度の総合的見直しをなぜやったのかということなのですが、国家公務員についてですが、民間賃金を調べた結果ですね、沖縄ですとか山形ですとかそういうところは民間賃金と公務員の給与を比べると民間賃金の方が安く公務員の方が高くなっている状況がありました。このため、民間賃金に合わせるということで、公務員の給料を2%落としました。それで、民間賃金の低いところと公務員給与を合わせた格好になっています。ただ、一方で公務員の給与と民間の賃金が既にバランスが整っているところ、むしろ東京などについては、民間賃金の方がやや公務員より高い状況にあって、それも一律2%落とすだけだと、逆に民間賃金と合わなくなってしまう。そういうところは地域手当を上げようということで、千葉市においては、10%から15%にしているところです。

○坂戸委員

これだけ見てると給料が下がっているように見えてしまう。

○事務局（総務部長）

給料と地域手当合わせたものでいくと基本的には変わらないということなのですが、配分は変わっていくということです。

○坂戸委員

全体を100%でみたときの話だということですね。

○大島委員

全面的な法制度のことについて、お聞きしていいですか。国家公務員と地方公務員あるいは特別職と一般職との関係についてですが、国家公務員の場合は、基本的には給料は一律で、地域により地域手当を加算して差をつけるのはよく分かりました。それで地方公務員の一般職の場合というのは、先ほどの地方公務員法の第24条ですけれども、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者、そういうものを考慮して決めるということですね。そうすると、ここでいう国及び他の地方公共団体というのは国とそれからその他、つまり自分のところじゃなく、その他の団体のことと思いますが、もう一つここでいう民間事業というのは民間全体をイメージをしていたのですけれども、それを考慮した上で地域手当を出すのかと思いました。ここでいう民間事業の従事者というのはそれぞれの地方という意味ですか。

○事務局（給与課長）

その地方の事業者ということで、千葉市内の事業者となります。

○大島委員

そこで地域性と言うのを反映しているんですね。

○事務局（給与課長）

千葉市内の事業者をみることで地域性を考慮しています。

○大島委員

それともう一つ、今度は特別職に関しては、これはそもそも人口・財政規模等が類似している他の地方公共団体の職員の給与ということで、押しなべてではなくて、類似したところを勘案しなさいよというふうに見えますが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○事務局（給与課長）

はい。

○大島委員

分かりました。ありがとうございました。

もう一ついいですか。民間の事業との間の均衡を図るということとなると、各地域によって違ってきますよね。

○事務局（給与課長）

そうです。違ってきます。

○大島委員

各地の実情とか経済力とかその他の事情等を考慮して均衡を取っているのに、さらに地域手当をのせるというのはどういうことなのか。

○事務局（総務部長）

給与は国家公務員との均衡の原則というものがあまして、制度の枠組みについては、地方公務員も国家公務員と同じような制度の枠組みにすることとなっています。ただ、水準については、それぞれの地域の水準に合わせる形となっています。その水準を考えるとときには、給料だけではなくて、地域手当などの手当を全部合わせて地域の民間賃金と合わせようという形になっています。

○大島委員

合計額が民間に合うようにというシステムなのですか。では特別職の場合は、どのように考えるのですか。特別職の法規制によるとこれも総合的にということになりますか。

○事務局（総務部長）

特別職の場合は、一般職と違って民間の労働者と合わせるという考え方はないので、そういう中では一般職の改定状況ですとか他団体の状況ですとか、そういったものを総合的に勘案して判断することになります。

○大島委員

決め方の体系が違っているということですね。ありがとうございました。

○会長（奥本委員）

他に皆さんいかがでしょうか。

それでは、いろいろなご発言がありましたけれども、ここで報酬額の改定を行うことの適否、つまり、特別職の報酬額を見直して改定を行った方がよいかどうかということについて、お諮りしたいと思いません。金額については、それが判断されてからということで、まずは見直して改定する必要があるかどうかにつきまして、委員の皆様にお諮りしたいと思いますがいかがでしょうか。

さきほどの事務局からの説明にもありましたように、特別職についての地域手当が一般職と同じように段階的に引き上げられていくとしますと、8ページの(2)の市長・副市長の表がございますが、各年度における給与見込みがありまして、市長の場合ですと、一番右側の平成26年度比増減という欄を見ますと平成27年度で11,900円、これが各年度ごとに地域手当が引き上げられることに伴って、平成30年度以降では59,500円に上がっていくこととなります。給料月額はずっと変わらない119万円だったとしても、地域手当が上がっていくということにより、これだけ毎年度増加していくということだとすると、これでよいのだろうかということになります。全体として単にずっと上がっていくということではなくて、何らかの見直しが必要なのではないかというわけなのですから、いかがでしょうか。

○大島委員

一般職の職員の給与改定の状況に関して、そういうものを検討しなさいということが書かれておりますので、少なくとも今回、一般職の見直しがなされていますので、当然に見直しが必要ではないかと思いません。

○会長（奥本委員）

さきほど説明にもあったのですけれども、特別職の地域手当については、一般職の何%という割合が上がっていくのに合わせて上がっていくとなっているので、給料の方がここにございますように、全然

変わらなくても、給料月額と地域手当を合わせた総額では毎年上がってってしまうということで、見直すということが適当ではないのかなと私も思うのですけれども、いかがですか。

○坂戸委員

この資料は、あくまでも10%から15%に地域手当が上がった時に59,500円上がりますよという資料であって、これを検討しているわけじゃなくて、この表でややこしいのは、給料と地域手当とその他手当と書いてありまして、給料というのと給与では意味が違うように見えますね。給料Aと地域手当B、AプラスBで月額の給与ということですか。

○会長（奥本委員）

給与というのは、ここでは給料の月額と地域手当、AとBを合わせたものを給与月額と呼んでいます。

○坂戸委員

それを総合して今ここでやるわけですか。地域手当だけを検討するのではなく、また給料だけを検討するのではなく、それらを総合して検討するわけですね。

○会長（奥本委員）

今のまま、何もしないとこのように総額AプラスBがどんどん上がっていくので、これでよろしいのでしょうかという話です。

○大槻委員

給料そのものも据え置くということではないわけですね。これはまだ検討されていない。要するに今回は、地域手当だけを上げるのをどうするのかということですか。

○事務局（給与課長）

地域手当が上がっていってしまうと給与も上がっていきます。

○大槻委員

給与も自動的に上がっていくということですか。

○事務局（給与課長）

はい。

○細谷委員

考え方の問題として、一般職員の状態についてさきほど私確認したように、マイナス2.4%減になっているという事実を押さえてと思います。とすれば、特別職だろうが、やっぱり若い人たち、下の人たちに苦勞させて自分たちは楽しんでいるように見られないようにするためには、同じような形で、マイナス2.4%になるかどうかはちょっと分かりませんが、減にしていくなきゃいけないかと思えます。問題はそれを一気に下げるのか。要するに来年度からとかなるのか。地域手当は段階的に5%上がっていくわけですからプラスマイナスできるように、額はイコールになるか必ずしもならないかもしれないけれども、そういう精査もして、年間の収入が大幅にアップダウンしないように、また、一つの家庭を持っていけば、生計があるわけだから、そここのところも考慮した形で考えるべきかと思えます。それともう一つ言っておきたいのは、退職をされるときの退職金の基礎になるのはいわゆる賃金部分、給料部分ですね。給料に付随して各地域の経済状況で見積もられている地域手当というのは基礎にはなっていないと思うのです。それは一般の職員も同じですよ。だから、それは特別職であってもやっぱり同じように、その地域手当を含めてまでの退職金の算出根拠にはしない方がよいのではないかと私は考えています。

○林委員

確認なのですけれども、8ページのところですね、地域手当が一般職員と同じように10%から15%に上がっていくのは、これはもう決まっている話なのではないでしょうか。

○事務局（給与課長）

はい。決まっています。

○林委員

そうしますと、見直しをするかどうかというのは、給料の月額をこのまま据え置くか、それとも上げるか、下げるか、いじるかということの見直しをするかどうかということでしょうか。

○大島委員

もう一つあるのではないですか。地域手当をどうするかという問題がありますよね。

○細谷委員

どうするかって言った場合のどうするという中身は、給料に地域手当を加えてしまうか、そうでなく、全くなくしてしまうかということ。そういう議論もあるということですか。

○大島委員

今ですね、改定の必要があるかどうかということだと思うので、先ほど申しあげましたように、古いですけども行政局長通知によれば、一般職の職員の給料改定の状況に関して資料をもって審議するということになっている。ということは、こういうことがあれば、改定の必要性そのものがあるということの前提があると思います。改定して結果的にどうなるかは別としまして、一応改定の必要性があるということで審議をお進めになるべきなのではないかと思えます。

○会長（奥本委員）

はい。まず皆さまにお諮りしているのは、やはり、このままというのはまずいのではないのか、少し見直す必要があるのではないかということでお諮りしております。やはり見直す必要がありますねということで、皆様のご賛同を得られたら、中身の議論を更にさせていただきたいということです。このままでよいか、見直す必要があるかということをお諮りしています。見直すということによろしいのでしょうか。

○一同

はい。

○会長（奥本委員）

それでは皆様のご意見が見直しをすることが適当であるということでご賛同いただきましたので、次にどのように改定していくか、改定額をどうすればよいかということについて、審議を行いたいと存じます。

○大島委員

すいません。今日どこまで議論するのか、分からないので、スケジュールとして今日はどこまでやって、いつ頃までに成果、答申を出すということになるのですか。

○事務局（給与課長）

はい。今改定した方がよろしいという方向性をいただきましたので、できるだけ早く改定したいとは思っております。できれば、5月にもう1回開催して、答申をいただければと考えております。

○大島委員

今日でなくてよいということですか。

○事務局（給与課長）

はい。

○会長（奥本委員）

今日のところは、事務局の方でいくつか試案を作ってくださいしております。その説明を聞いて、今日は結論を出すということまではいかないで、一応皆さんに持ち帰って検討いただいて、次回にもう一度皆さんからご意見を出していただいて、そこで合意を得られればよいのではないかと考えています。

今日は改定額について、事務局の方でいくつか試案を出していただいているので、その説明を聞くというところまでにさせていただければと思っています。よろしいでしょうか。

○坂戸委員

一つ質問よろしいでしょうか。とても僕らに分かりづらいのは、一般職の皆さんのお給料は民間のお給料と比較して決まっており、国家公務員の場合は給料の高い地域と低い地域があるから、高い地域は地域手当で調整していますということはよく分かりました。それでは、市長さんや特別職は、どこかの社長の給料を参考にして決めているのですか。何を基に決めているのか。一般的に見るとちょっとした中小企業の社長より安いという感じがするわけですね。だから何を根拠にこの給料は決まっているのかという出発点が分からないのですよね。やはり国家公務員を参考にして決めているのですか。それともどこか千葉市内の管理職の皆さんのお給料を調べているのか、そこが分からないです。試案を聞く前に、どうやって元々決めているのかということをお教えいただくと助かると思います。

○事務局（給与課長）

資料の1ページ目をお願いします。特別職の職員の給料については、下にあります四角囲いの2つ目の方をご覧くださいなのですが、昭和43年の10月に発出されました、旧自治省の行政局長通知というものがございます。三役というのは特別職のことなのですが、三役の給与につき、審議会に諮問を行うに際して参考にしなさいといっているのは、人口、財政規模等が類似している他の地方公共団体における特別職の職員の給与額、当該地方公共団体における特別職の職員に関するここ数年来の給与改定の経緯及び一般職の職員の給料改定の状況等に関してということで、これらを参考にして審議会で審議をしなさいという通知が出されています。

○坂戸委員

分かりました。

○副会長（大澤委員）

私も質問があります。私も見直しは当然やるべきだと思いますけれども、一つ確認したいのですけれども、千葉市は特別職のカットをしていますよね、20%程度。20%というのは、ここで決まったものとは別ですよね。これはもう市長さんたちが自らということになるのですよね。

○事務局（給与課長）

あくまで、カット前の報酬額を決めていただきまして、その後、財政状況などをみて特別職が別途判断することになります。

○副会長（大澤委員）

カットをどうするかについては、市長さんの方で判断するというので、あくまでもここでは正規の報酬を決めるということでしょうか。

○事務局（給与課長）

そのとおりでございます。

○大島委員

カットは条例で決めているのではないですか。

○事務局（給与課長）

カットは条例でやっています。

○副会長（大澤委員）

ちなみにカットの条例というのは時限ですよ。いつまでですか。

○事務局（総務部長）

27年度末までです。

○副会長（大澤委員）

来年3月までですか。

○事務局（総務部長）

来年3月までです。

○会長（奥本委員）

それでは、事務局の方からいくつか試案を説明していただくということによろしいですか。

○河合委員

確認をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。今皆様のご意見を聞いていて、特別職の給料については、地域手当は基本的に対象として比較するものがないわけだから、基本的にはなしとしてもよいという観点で議論を進めてもよろしいのでしょうか。

○事務局（給与課長）

もちろんでございます。

○河合委員

分かりました。

○会長（奥本委員）

後で説明があると思うのですが、試案の中に、本来の給料と一緒にしていくという考え方もあり、やはり別という考え方もあり、いくつか選択肢があると思うので、そういった点についても皆さんの考えをお伺いしたいと思います。まず事務局の方でいくつかの試案を作っているの、説明を聞きたいと思います。よろしいでしょうか。

○一同

はい。

○会長（奥本委員）

では、よろしく申し上げます。

○事務局（給与課長）

では、お配りさせていただきます。

<事務局試案配布>

○事務局（給与課長）

只今、お手元に配布させていただきましたが、「1案」と記載したものをご覧ください。この案は、平成18年度から平成26年度までの累積改定率でございますマイナス0.37%に、平成27年度からの給与制度の総合的見直しにおけます平均改定率マイナス2.4%をそれぞれ反映した後の累積改定率でございますマイナス2.76%により改定を行うものでございます。なお、改定率を乗じた後の1万円未満につきましては四捨五入としております。給料月額の変動の表をご覧ください。この改定方法によりますと、市長につきましては、改定前は119万円であったところ、改定後は116万円となります。また、副市長につきましては、改定前は96万円であったところ、改定後は93万円となります。それぞれがマイナス3万円引き下げるという内容となっております。次に各年度における給与額の見込みの表をご覧ください。先ず、市長の表をご覧ください。この改定方法によりますと、平成27年度以降の給料月額は116万円へ引き下げた額となりますが、地域手当については、支給割合が段階的に11%から15%へと引き上げられることに伴い、年間給与額については、平成26年度との比較で見ますと、平成27年度は、マイナス36万2千円と一旦は減少しておりますが、平成28年度にはプラス

3万円、平成29年度はプラス22万6千円、平成30年度以降はプラス42万3千円と増加することとなります。また、副市長につきましては、その下の表のとおりとなっております。年間給与額は、平成27年度及び平成28年度については減少いたしますが、平成29年度以降は増加することとなります。本案における留意事項のところをご覧ください。まず、考え方です。本案は、過去の改定の考え方である累積改定率による改定の方法を踏襲していることとなります。次に手続き、効果等でございますが、地域手当の支給割合の引き上げ率が今回の給料月額を引き下げ率を上回ることとなりますので、年間給与額は実質的に引き上げとなります。また、年間の給与額も、年度によりバラツキが生じてしまう状況でございます。

続きまして、「2案」をご覧ください。この案は、地域手当を廃止するものでございます。平成26年度時点の地域手当相当額を給料月額に組み込むというものでございます。この場合も平成18年度以降の累積改定率マイナス0.37%につきましては反映することとしております。1万円未満につきましては、1案と同様に四捨五入としております。給料月額の改定の表をご覧ください。この改定方法によりますと、市長につきましては、改定前は給料月額と地域手当の合計が139万9千円であったところ、改定後は130万4千円、1万円未満は四捨五入としておりますので、130万円となります。また、副市長につきましては、改定前は給料月額と地域手当の合計が105万6千円であったところ、改定後は105万2千円、同じく1万円未満を四捨五入いたしますので105万円とする内容でございます。次に各年度における給与額の見込みの表をご覧ください。まず、市長の表をご覧ください。この改定方法によりますと、平成27年度以降の給料月額は、地域手当を組み込んだ結果130万円へ増額となりますが、各年度の年間給与額につきましては、平成26年度との比較で、マイナス15万2千円と減少いたします。また、副市長については、その下の表のとおりとなっております。平成27年度以降の給料月額は、地域手当を組み込んだ結果105万円へ増額となりますが、各年度の年間給与額につきましては、平成26年度との比較で、マイナス10万1千円と減少となります。本案における留意事項をご覧ください。まず、考え方ですが、本案は、地域手当相当額を給料月額に組み込むことにより、今後予定されている地域手当の支給割合の引き上げの影響を受けない改定方法とすることができます。また、他団体においても地域手当を廃止している例も考慮したものでございます。次に手続き、効果等ですが、改正後の給料月額は、改定前の給料月額と地域手当の合計額よりも少なくなっております。また、給料月額等の問題とは別に、退職手当については、給料月額を算出基礎としているため、現行の退職手当額の支給水準を超えないよう退職手当算出の際に給料月額に乗じます支給率を引き下げる必要がございます。

続きまして、「3案」をご覧ください。この案は、地域手当の引き上げに合わせまして給料月額を段階的に引き下げるものでございます。1万円未満につきましては、前の二案と同様に四捨五入としております。各年度における給与額の見込みの表をご覧ください。まず、市長の表をご覧ください。この案は、地域手当の支給割合の引き上げに合わせまして、給料月額を減額するものでございます。年間給与額につきましては、平成26年度との比較で、平成27年度はプラス1万3千円となっております。また、副市長については、その下の表のとおりとなっております。年間給与額につきましては、平成26年度との比較で、平成27年度はマイナス2万5千円となっております。平成28年度以降についてですが、市長、副市長ともに年間給与額が減少することが見込まれます。本案における留意事項をご覧ください。まず、考え方ですが、先ほどご説明したとおり、地域手当の支給割合の段階的引き上げに合わせまして、給料月額を同じ引き下げ率で減額させるものでございます。次に手続き、効果等ですが、年間給与額は減少していくものの、地域手当の変動に合わせまして、毎年、給料月額を変更しなければならない状況が生じてまいりますので、その都度、当審議会を開催してご審議いただく必要がございます。説明は以上でございます。

○会長（奥本委員）

今の事務局からの説明について、また皆さんからご質問、ご意見等がございましたら、どうぞ出していただきたいと存じます。

○坂戸委員

さきほど似たような自治体を参考にして決めるのですよという説明をいただきました。今ここで先ほど確か15番目とおっしゃった15番。給料ですかね。これは千葉市が人口からいくと15番目というような、そんな下じゃないと思うのですね。経済規模が小さいということなのですか千葉市は15番目というのは。

○事務局（総務部長）

参考資料の6ページをご覧くださいなのですが、類似団体は政令指定都市と考えておりまして、その状況についてですが、住基人口につきましては政令市の中で千葉市は13番目という状況にございます。それから一般会計の決算は、財政規模という観点で、決算をみますと政令市の中で14番目という状況になっています。そういった中で今おっしゃられたように、千葉市の給料につきましては、政令市の中で15番目という状況でございまして、それほど大きく順位が違っているとは言えないのかと思います。

○坂戸委員

なるほど。

○会長（奥本委員）

皆さんいかがでございましょうか。

○副会長（大澤委員）

中期的に安定しているという意味では2案になります。

○会長（奥本委員）

3案だとその都度審議会を開催する必要があるということで、手続きが煩雑になるかなという気はします。今日はここで結論だそうということはやや性急だと思いますので、今日はここで皆さんからのご意見や質問を出していただいて、今日は皆さんに試案を持ち帰りいただきまして、次回にもう一度審議していただいて、合意いただければ決定ということにしたいと思っております。ですから今日は今3つの試案について説明がありましたが、これについてご質問いただいたり、ご意見をいただいたりできればと思っております。

○細谷委員

確認ですが、例えば2案でいけば地域手当を給料部分に入れるというのは今後4年かけて引き上げる5%分ですよ。それを考えると市長でいえば130万円となる。それが平成30年度以降も130万円。世の中の動きが色々あるから分かりませんが、固定していくという考え方ですか。

○事務局（給与課長）

給料月額については、固定していくという考えです。

○細谷委員

ずっと、上がりも下がりもしないことになるのですか。

○事務局（給与課長）

もちろん、社会情勢等が変わってくれば、そこはまた審議会でご審議いただくことになるかと思いません。

○会長（奥本委員）

2案で地域手当を給料月額に組み込むというのは、10%のレベルで組み込んでいるという考えでよろしいのでしょうか。

○事務局（給与課長）

そのとおりです。今119万円のところを10%の地域手当が11万9千円となっているのですが、119万円について累積改定率がマイナス0.37%で1回減じまして、これに対してまた10%の地域手当を足し算したものが130万円となります。

○会長（奥本委員）

今の説明が少し複雑なので、もう一度教えていただけますか。

○事務局（給与課長）

現在の市長の給料月額が119万円になっております。これに対しまして、まず総合的見直し分は別にしまして、累積の改定率分でございますマイナスの0.37%を考慮しまして119万円から減じます。そうしますと、118万5千597円という数字になります。これに対しまして、現行の地域手当率であります10%を掛けますと、地域手当としては11万8千560円となります。先ほどの118万5千597円と11万8千560円を足したものが、130万4千157円となります。これを四捨五入したものが130万円ということになります。

○会長（奥本委員）

はい、わかりました。

○細谷委員

2案は地域手当の廃止の考え方ではないですよ。これは給料月額に組み込むということです。正しく言うと、廃止でない。廃止してしまうとすると、現行の119万円が正しいのかなと思います。

○大島委員

整理としては廃止になるのではないですか。今基本となる給料をどうするかという考え方として、現行の給料を2.4%ではなく0.37%を減じて、これに地域手当分を入れるのかということだと思います。そして今後地域手当を廃止していくということなのだろうと理解しています。

○事務局（給与課長）

はい、地域手当は廃止ということになります。内容としては組み込むということになります。

○坂戸委員

話を聞いていると、こういう会議だから、景気もね、先行きだいが期待ができるようになってきたということで、ここに来るまでは給料を下げる話をするのだというようには思っていなかったのですけれども、全国的に給料を下げるというのは今の時代の流れなのでしょうか。

○事務局（給与課長）

我々一般職については、昨年度の勧告はプラスの勧告でしたので、全体としては下げるという流れではございません。

○坂戸委員

やはり我々民間では、例えば、トップの社長さんのお給料を下げるということはみんなが下向いてしまい指揮に影響するわけですよ。景気が良くなってきたから改めてこの審議会を開いて、いくら上げようかという話をするのかと思ったら、いくら下げようかという話でした。千葉市の市民の皆さんの意向なのだとするとあるべきなのかもしれませんが、一般的に一般職で言えば審議会が人事委員会のようなものだと思うのですけれども、この時期に下げようということを、私自身は意外だといいたいまいしょうか、おかしいと思います。なぜそのようなことするのかということを、私自身は感じます。これらの案を見ても、あんまり上がらないですよ。2案については下がりっぱなしという感じですよ。下げるためにこの審議会をやっているのかというのがちょっとお呼びいただいたときのイメージからいきますとね、意外だったと。次回もこういう雰囲気で行くのかしら。私個人は心外だというふうに思います。すいません、個人的な意見でした。

○大島委員

色々な意見ができることはよいことです。自由に闊達に。併せて私は制度としてなのですが、地方自治体の特別職の給料の考え方そのものは同じような規模のところと並べなさい、そうやって決めたものですから、そこに更に地域手当を乗せること自体が必然的に変な気がしたのです。だから私初めにその質問させていただきました。そういう意味でその実情に合わせて決めたらそれに手当を乗せるのではないという考え方もある。今回、たまたまいったん給料を下げて、地域手当を上げてということになったので、ややこしいことになってくるかもしれない。ただそういうことがあったので、改定の必要があるという前提で議論はしていきたいと思います。

○河合委員

こういう審議会ですから、基本的に制度としてどう決めていくのかという観点でみますと、もちろん世の中の情勢ということで他にプラス要因としては当然あるわけですが、第3案のような毎年、給料を減少させていくということを踏めるのはその理由がね、何らないだろうと思います。単に調整ということで、毎年審議してということは妥当ではないかと、合理的ではないのではないかと思います。第1案は基本的には一般職の給与改定に伴うやり方を継続してやったらこうなるということの理解でよろしいのでしょうか。これは基本案としては当然にある。あと第2案の方は中味についての色々な細かい違いについては、考えられるということですよ。

○事務局（給与課長）

そうですね。

○河合委員

そうですね。こういう基本的な方向性は分かりますけれども、数字については色々議論する余地があるということですよ。

○会長（奥本委員）

皆さんから色々ご意見聞かれましたけれども、先ほど申しましたように、今日の第1回の会議で結論を出すのはすこし性急ではないかと思います。この件につきましては、皆さんにお持ち帰りいただいて、次回にもう一度また審議していただいて、そこでご検討いただくということにしたいと思うのですがよろしいでしょうか。

○一同

賛成。

○会長（奥本委員）

それでは改定額につきましては、次回審議会で再びご審議いただいて、ご意見がまとまれば結論を出すという形にしたいと思います。事務局それでよろしいでしょうか。

○事務局（給与課長）

ありがとうございます。

○会長（奥本委員）

次に、改定の時期についても審議して決定しなければいけないということなのですが、こちらも改定額と同じく、次回の審議会で審議決定するということがかかと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○一同

はい。

○会長（奥本委員）

時期につきましても、次回の審議会で審議し決定させていただくことにしたいと思います。それでは今後のスケジュールについて事務局はどのようにお考えになっているかということについて説明をお願いします。

○事務局（給与課長）

市長及び副市長の給料を改正するためには、当審議会から答申をいただいた後、市議会にももちろん諮らなければなりません。条例を改正する必要があるとしますので、なるべく早く改正を行うのであれば、6月の議会に上程することが考えられます。その場合につきましては、今月の中旬までに基となる案をおまとめいただく必要がございます。

○会長（奥本委員）

可能であれば、早めに望ましい内容に改正した方がよろしいと思います。今月中旬にもう1回この審議会を開催いたしまして、できることなら一定の結論を出したいと考えますが、よろしいでしょうか。

○一同

はい。

○会長（奥本委員）

それでは、次回の第2回の会合でございますが、改定額と改定時期を審議いただいて、決定するというところにさせていただきたいと思っております。そして、皆さんのご意見がまとまるようであれば、市長への答申案についてもご議論をいただきまして、取りまとめたいと思っております。よろしいでしょうか。

○一同

はい。

○会長（奥本委員）

事務局もよろしいですか。

○事務局（給与課長）

ありがとうございます。

○会長（奥本委員）

それでは、何か他にご意見はございますか。

○大島委員

今回はいつ頃に。

○会長（奥本委員）

日程について、事務局は案がありますか。

○事務局（給与課長）

20日の午前中はいかがでしょうか。会議室の都合もありますが、もし都合がつけば、20日の午前中に準備をさせていただきたいと思っておりますので、また詳しい内容につきましては別途ご連絡させていただくということをお願いしたいと思います。

○会長（奥本委員）

それでは、20日の午前中を候補ということで予定に入れていただきたいと思います。それでは、先ほど申し上げたとおり、2回目の審議会では改定額と改定時期、可能であれば答申の内容についてご審議いただき、決定したいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。今日、ご欠席の委員の方には今日の審議の内容について、事務局の方から説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。最後、事務局の方から何かございますか。

○事務局（給与課長）

ございません。ありがとうございます。

○会長（奥本委員）

それでは、本日はこれで審議会を終りにしたいと思います。委員の皆様どうもご出席ありがとうございます。

いました。次回もよろしくお願いいたします。

午前10時55分 散会

上記のとおり議事録として確定することを承認します。

署名 奥本佳伸